

平成十九年十一月六日受領
答弁第一六〇号

内閣衆質一六八第一六〇号

平成十九年十一月六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人に対する称号に関する第三回質問に対する答弁書（平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一二二号）一について述べた「整理の作業が膨大となる」とは、御指摘の給与補助については各在外公館が支給事務を行うことから、百八の在外公館の関連書類を精査する作業は膨大となることであり、お尋ねの給与補助額のすべてについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの、在外公館長又はこれに準ずる者が雇用した料理人のうち外務大臣が公的会食業務に従事する資格があると認められた者の給与補助として計上されている諸謝金の予算額は、平成十五年度が約二億三千万円、平成十六年度が約二億六千万円、平成十七年度が約二億七千万円、平成十八年度が約二億九千万円及び平成十九年度が約三億円である。

三から五までについて

大使公邸における会食の全体像を明らかにすることは、外交活動の個別具体的な内容が推定され、外交事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあることから、お尋ねの公的会食業務の回数やその金額について公にすることは差し控えたい。また、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として重要な意義を有し、国益に十分資するものである。公的会食業務については、このような意義にかんがみ、そのための予算措置がなされている。